

総務省デジタル人材確保・育成計画（概要）

はじめに

総務省においては、「総務省デジタル・ガバメント中長期計画」（令和４年１０月１８日総務省行政情報化推進委員会決定）等に基づき、行政のデジタル化や業務改革を推進してきた。また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和５年７月４日サイバーセキュリティ戦略本部決定）や「総務省情報セキュリティポリシー」（令和６年３月２７日総務省情報セキュリティ委員会決定）に沿ってサイバーセキュリティ対策の適切な実施にも取り組んできたところである。

また、総務省においては、令和７年度に政府共通の標準的な業務実施環境を提供するサービスである GSS（ガバメントソリューションサービス）への移行を予定しているところ、これを契機として、省内個別業務システムの改革やデジタルツールの導入による省内 DX 環境整備、DX に関するリスクリング等を進めることとし、そのために必要な省内の DX 推進体制の整備に取り組んでいるところである。

今般、総務省におけるデジタル化の推進やサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革の担い手となる人材の充実のため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月２１日閣議決定）及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）を踏まえ、「総務省デジタル人材確保・育成計画」を策定する。

なお、本計画については、デジタル人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に見直しを行っていくこととする。

１．体制の整備と人材の拡充

総務省は、行政運営の改善、地方行財政、情報通信など、国家の基本的仕組みに関わる諸制度を支える社会的な影響の大きい情報システムを所管しており、これらの情報システムについて、安定性・継続性のある管理・運用を行うとともに、ガバメントクラウドの利用等を通じた情報システムの最適化や、制度・業務・システムの三位一体の見直しに取り組むことが不可欠である。また、デジタル庁や内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）と連携しつつ、デジタル技術の活用等を通じた政府全体の業務改革の推進、サイバーセキュリティの確保等に係る施策を推進するという制度官庁としての役割も有している。

総務省においては、統括部局である大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室について、DX 推進係の新設、サイバーセキュリティ対策担当の増員、高度な専門人材の採用など体制強化を図ってきたところであるが、あらゆる行政分野においてデジタ

ル化の推進やサイバーセキュリティの確保が求められる現状を踏まえ、統括部局や情報システム所管部局だけでなく、あらゆる部局で DX や業務改革（BPR）、データ利活用等を進めるために必要な人材を広く活用できるよう、機構・定員要求を通じた体制整備・人材の拡充を行う。

あわせて、行政サービスにデジタルの観点が不可欠となり、あらゆる職員について、その役割に応じた業務におけるデジタル技術の活用知識・経験を有していることが求められる現状を踏まえ、総務省の業務の特性に照らして必要となるデジタルスキルを体系的に整理した上で、デジタル庁や NISC 等が実施する研修のほかにも、総務省独自のデジタル人材育成のための研修、デジタルツールの導入に合わせたワークショップ等を行い、省全体としてのレベル向上を図る。

また、採用活動の強化に加え、採用後においても、統括部局及び情報システム所管部局双方での企画・管理・運用業務の経験、他府省への職員の出向、民間企業（サイバーセキュリティ・IT 関係企業等）との人事交流等を継続して実施することにより、より実践的な知識・経験を有する人材の育成に努める。さらに、サイバーセキュリティ・IT に関する最新の知識を行政において活用するため、高度な専門人材の外部からの登用等を進めるとともに、統括部局においては、専門人材の採用を検討する部局に対して、採用に係るノウハウの共有を行う。

2. 有為な人材の確保

デジタル人材について、現在総務省に在籍する職員に対しては、既述のとおり今後の人事ローテーションや出向、研修等を通じて確保・育成していくこととするが、あわせて、新規採用においても有為な人材の確保・育成に努める。

新規採用については、既に情報通信部門等において技術面を重視した人材の確保を行っているが、これとは別に、毎年度、採用時の面接等でサイバーセキュリティや IT に係る素養及び関係業務への意向が確認できた者を、情報システム及びサイバーセキュリティ分野における政府デジタル人材候補として定員の枠内で 1～2 名程度採用する。平成 28 年度、同 29 年度にはそれぞれ 1 名、令和元年度は 2 名、令和 2 年度には 1 名、令和 4 年度には 1 名、令和 5 年度には 7 名を採用した（平成 30 年度及び令和 3 年度は該当者がおらず採用はなし。令和 4 年度以降はデジタル区分での採用を含む。）。採用により確保した人材については、計画的にデジタル庁や NISC といった他府省の情報部門へ出向させたり、研修への参加を促す。

また、その他の職員について、通常業務を行う中で情報システム関係業務への素養が認められたり、人事面談等適宜のタイミングで関係業務への意向が確認された場合には、情報システム部門での育成に重点を置くことを可能とする。

3. 政府デジタル人材育成支援プログラム

総務省では、政府デジタル人材の育成に関する研修について、サイバーセキュリティ対策、情報システムの企画・管理・運用について様々なスキルを身につけるため、デジタル庁や NISC 等が実施する研修プログラムを活用し、積極的な周知及び受講促進による受講者数の拡大を目指す。

特に、デジタル庁が用意する研修の A レベルの研修内容は、情報システムやサイバーセキュリティを扱う総務省職員として最低限身につけておくべきものであることから、引き続き、業務に必要な情報分野の応用的知識を身につける際の前提として、職員の採用時の一律受講を促していく。

また、職員の知識・経験の獲得のため、政府機関や民間企業への出向等のため、引き続き関係機関との調整を行う。

さらに、情報システムやサイバーセキュリティに関連した資格試験（独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の実施する情報処理技術者試験等）の取得推進のため、試験対策講座や受験料補助等を実施し、資格取得者の増加を目指す。

なお、これらの前提として、令和 6 年度には、総務省の業務の特性に照らして必要となるデジタルスキルについて、レベル別に整理の上、それぞれの学習方法等について省内周知を行ったところであり、こうした整理についても随時アップデートを行いながら、引き続き省全体としてのレベル向上を図っていく。

4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

(1) 全体的なキャリアパス像

総務省では、情報システムの適切な企画・運用・管理の指揮監督を行う体制を整備し、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する経験や知識・能力の習得の観点から、総務省採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

◆採用・係員（採用から 7 年目途）

- ・研修：情報システム統一研修（A レベル）及び情報システム研修会の受講
- ・所属部署：大臣官房企画課ほか情報システム関係部局係員



◆係長クラス（採用から 8 年以降）

- ・研修：情報システム統一研修（A レベル）の受講
- ・所属部署：大臣官房企画課ほか情報システム関係部局係長・主査・専門職
- ・出向：デジタル庁や個人情報保護委員会事務局、NISC の係長・主査等



◆課長補佐クラス（採用から 15 年以降）

- ・研修：情報システム統一研修（B レベル）の受講



- ・ 所属部署：大臣官房企画課ほか情報システム関係部局課長補佐・専門官
- ・ 出向：デジタル庁や個人情報保護委員会事務局、NISC の参事官補佐等

◆管理職（適性に応じて）

- ↓
- ・ 研修：情報システム統一研修（Cレベル）の受講
 - ・ 所属部署：情報システム関係部局室長・課長
 - ・ 出向：デジタル庁や個人情報保護委員会事務局、NISC の参事官や企画官等

◆サイバーセキュリティ・情報化審議官

- ・ 研修：サイバーセキュリティ・情報化審議官等研修

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

総務省において、情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する部署として職員の配属が想定される部署・役職等は次のとおりである。

①セキュリティについて経験することが想定される課室と役職				
i)	大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室	室長	課長補佐	係長
ii)	サイバーセキュリティ統括官室	参事官	参事官補佐	主査
iii)	情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室（情報システムライン）	室長	補佐	主査
iv)	総合通信基盤局電波利用料企画室（システム計画係・システム運用係）	室長	補佐	係長
②情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職				
i)	大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室	室長	課長補佐	係長
ii)	行政管理局管理官室（行政運営イノベーション担当）		副管理官	主査
iii)	情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室（情報システムライン）	室長	補佐	主査
iv)	総合通信基盤局電波利用料企画室（システム計画係・システム運用係）	室長	補佐	係長
③事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等について経験することが想定される課室と役職				
i)	大臣官房総務課			
ii)	消防庁			

5. 幹部職員を含む一般職員の情報リテラシー向上

行政のデジタル化及びサイバーセキュリティの確保については、情報システムを所管する部門や省の統括部門における人材の確保・育成のみでなく、幹部職員を含む一般職員においても、日々の業務において利用できる情報システムの機能を理解し、サイバーセキュリティに関する高い意識や知識を持つことが、効率的かつ安全な行政運営のために重要である。また、政府機関においても、テレワークやクラウドサービスなどの利用が前提となる中、新たなセキュリティリスクも増大している。実際、官民間問わず、これらの技術の利用を起点としてサイバーセキュリティインシデントが発生していることや、脅威が増大していることから、これまで以上に職員の情報セキュリティの意識を高める必要がある。そこで、総務省では、情報システム及びサイバーセキュリティに関する一般行政職員のリテラシーを向上のため、今後も次の研修を実施する。

研修	研修内容	受講対象者	実施時期	実施方法
情報セキュリティ教育及び自己点検	総務省職員の情報セキュリティの意識の向上及び対策の改善を図るため、情報セキュリティ教育によってポリシー等の遵守事項を理解し、自己点検によってその遵守状況を確認（年1回内容更新）	政務等を除く全職員	通年	共通イントラネットを活用したe-learning
不審メール提出訓練	各職員の不審なメールへの対応能力の向上及び通報の義務付けを徹底させるため、標的型メールを装った訓練メールを各職員のメールアドレスに送付。添付ファイルを開封等した者に対しては追加訓練を実施	政務等を除く全職員	毎年4回	メール送付
新規採用職員への研修	総務省職員として、業務上利用する情報システム及びサイバーセキュリティに関する基本的事項	各年度新規採用職員	毎年1回	採用時におけるその他研修と同様に、座学で実施
課長補佐研修など	新任課長補佐級・新任係長級・幹部候補育成過程（課長補佐級・係長級）の研修で、情報セキュリティについて研修を実施	各年度に課長補佐級又は係長級に昇任した職員、幹部候補育成過程に選定された課長補佐級・係長級の職員	毎年1回	座学で実施